様式第三を次のように改める。

様式第３（第３条第２項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく同意基本計画の変更の届出書

平成　年　月　日

総務大臣　名
財務大臣　名
厚生労働大臣　名
農林水産大臣　名
経済産業大臣　名
国土交通大臣　名　殿

市町村長の氏名　㊞
都道府県知事の氏名　㊞

平成　年　月　日付けで同意を得た基本計画について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第５条第２項の規定により届け出ます。

記

１　変更した事項

変更前	変更後

２　変更の趣旨及び変更した理由

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
様式第四から様式第七まで を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令

（地域経済牽引事業計画の承認の申請）

第一条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一項の規定により、地域経済牽引事業を行おうとする者が地域経済牽引事業計画の承認の申請をする場合には、様式第一による申請書一通及びその写し一通を地域経済牽引事業を行おうとする促進区域を管轄する都道府県知事（当該地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、当該地方公共団体の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して、主務大臣。次条第一項及び第三条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

２　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該地域経済牽引事業を行おうとする者が法人（地方公共団体を除く。）である場合には、当該法人の定款

二　当該地域経済牽引事業を行おうとする者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三　法第十三条第三項第四号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産（同号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。次条第二項第三号において同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

３　法第十三条第一項の代表者は、一名とする。

（地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請）

第二条　法第十四条第一項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を、その承認をした都道府県知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款に変更があった場合には、その変更後の定款

二　当該承認地域経済牽引事業者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三　法第十三条第三項第四号の事項に変更があった場合には、当該変更に係る補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

（実施状況の報告）

第三条　承認地域経済牽引事業者は、承認地域経済牽引事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則としてそれぞれの事業年度終了後三月以内に、様式第三による実施状況報告書によりその承認をした都道府県知事に報告しなければならない。

２　前項の実施状況報告書には、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものその他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

（事業環境の整備に係る措置の提案に係る手続）

第四条　承認地域経済牽引事業者は、法第十五条第一項に規定する提案をしようとするときは、地方公共団体が講ずべき措置の内容その他の事項を記載した様式第四による提案書及びその写しに、承認地域経済牽引事業者であることを証する書面及び当該提案に係る承認地域経済牽引事業計画の写しを添付し、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。